
平成29年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成29年9月14日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成29年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (11名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
4番 池亀 豊君	5番 工藤 久司君
6番 宮下 久雄君	8番 信田 博見君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
14番 吉元 成一君	

欠席議員 (3名)

3番 鞆野 希昭君	7番 有永 義正君
13番 田原 宗憲君	

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君

総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	代表監査委員	尾座本雅光君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池 亀 豊	1. 国民健康保険制度の広域化について	①現状について ②一般会計からの繰入れについて
	2. 防災・安全のまちづくりについて	①築上町の水害対策の現状について
	3. 池の臭気調査について	①池の臭気調査をするとの発言から2年が経過するが、今後の対応について ②臭気について、町としてできることはないか。
	4. 人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査について	①人権・部落（「同和」問題）に関する住民意識調査の中止する考えはないか。
工藤 久司	1. 今後の築上町について	①築上町の問題と課題をしっかりと見直し、どう運営をしていくのか。
	2. 行政改革について	①一般職員と臨時・嘱託職員のあり方について（全体の職員数が多い） ②各課の統合や連携をし、効率を上げる考えは。

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、答弁は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、5番目に、4番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 4番、池亀豊です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、国民健康保険制度の広域化について質問いたします。

現状についてですが、2018年度から都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みが導入されます。昨年秋からことし初めにかけて、各都道府県は新制度導入に向けて、納付金、標準保険料率の試算を行い、福岡県は公表していませんが5つの都道府県が仮算定値を発表しています。その結果、多くの市町村で大幅な国保税の引き上げとなり、住民、自治体に衝撃が走っています。

こういう中で、厚労省はことし7月10日、国保の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知しました。これまで2回の試算では、市町村独自の法定外繰り入れが含まれていません。そのため、保険料が最大7割増になる埼玉県などの住民から、不安と怒りの声が上がっています。

築上町では、まだ公表はされておりませんが、これまでの2回の試算、法定外繰り入れを含んでいない試算で、大幅な国保税の引き上げには築上町はなっていないんじゃないかと私は考えます。住民課長のお考えはいかがでしょう。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。ただいまの池亀議員の質問に対してお答えいたします。

築上町のほうでは、まだ福岡県のほうが最新の状況を報告しておりませんので、詳しいことについてはまだわかっておりません。

今、わかっている範囲で御説明申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられましたように、新しい国民健康保険制度では、県が主に財政運営

の責任主体となり、市町村ごとの納付金の算定や標準保険料率を設定して、市町村がその納付金を納めるために、県が設定した標準保険料率を参考にして保険料率を決定し、賦課徴収を実施することになっております。

また、そのほかの保険証の交付などの資格管理や医療費の支払いなどの給付業務につきましては、これまでどおり市町村が行うこととなっております。

その中で、事務の標準化や保険料率の県内統一等を図ることになってはいますが、県の説明によりますと、各市町村の事情がありまして、平成30年度すぐにそれらを県内で統一するのは困難であり、期限を設けずに中長期的に統一する方向で検討しているということが今現在わかっていることです。

また、平成30年度の保険料率につきましては、福岡県が10月の下旬に仮の計数を提示することになっております。この提示を受けまして、築上町でも直近の徴収率、それから、赤字額等を考慮した上で保険料率を検討する予定にしております。

確定計数が示されますのが平成30年に入ってからということになりますので、税率につきましては、それから検討することになるかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） よくわかりました。今、聞いたのは、昨年秋からことし初めにかけて、第1回試算、第2回試算を県は行っているんですが、今、言ったように、それは法定外繰り入れを含んでいない試算ですので、全国の、埼玉県のところでは保険料が最大7割増になるというような急激な保険料の値上げがされるかもしれないという住民の不安と怒りの声が上がっているということで、私が聞いたのは、築上町は法定外繰り入れをしておりませんので、そういうことはないのではないかということを知ったわけですね。私の考えは大体同じですよ。

それでは、次に、今度7月10日に国から都道府県に通知された第3回試算ですけど、この第3回試算の最大の特徴は厚労省が制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたことです。また、通知は都道府県に各市町村の実際の1人当たり、モデル世帯当たりの保険料額との比較の情報提供をも要請しました。

私の資料請求に対しまして、県から第3回試算は公表されていないとの御回答でしたが、第3回試算には、平成30年度の公費拡充分、1,700億円のうちの1,200億円や、平成28年度の法定外繰入額と同額を平成29年度に繰り入れた試算をすることを国は県に要請しています。

先ほど説明いただきました内容ですけど、国保運営協議会でいただきました市町村保険料の決定フローを見ますと、都道府県は10月より30年度推計の実施、運営方針決定、条例改正、

12月県議会となっております。市町村の決定フローを見ますと、その間、市町村は運営協議会における議論となっております。今がまさに市町村における議論の時期だと決定フローには書いていると思います。その議論は行われますか。また、議論のためには、県に第3回試算の公表を求める必要があると思いますがいかがですか。先ほどの説明では、ちょっと議論が行われないような説明でしたけど、私は決定フローに載っているような国保運営協議会で議論をするべきだと考えますので、この質問をいたします。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。

先ほど私が申し上げましたように、仮の計数が10月に入ってから県のほうが公表するというところで、今、議員さんの質問の中にございました第3回試算についてでございますけれども、その公表につきましては、この間、県のほうで説明会がございまして、福岡県のほうからマスコミ、その他に向けて発表するというのを聞き及んでおります。

時期につきましては、福岡県のほうが、今、考えているというところまで、私たちは説明会で聞いております。

築上町の国民健康保険の税のことですので、文教のほうにも、もちろん図らなければいけないことでもありますし、その時期につきましては、1月、年を明けて30年に入ってからすぐになるうかというところだと思いますので、ちょっとはっきりは申し上げられませんが、フローではそうなっていますけれども、仮の計数が10月に発表されるということで、それからの事務のほうになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ちょっと心配なのは、国保運営協議会で新しい国保税がほとんど決められて、それが提示されて、それを委員が認めるしかないというような状態で運営協議会が開かれるのではないかという危惧をちょっと抱いていますので、そうではなくて、やっぱり第3回試算、それから、県のいろんな報告を受けて、次に申しますけど、委員会を審議会を開いてほしいという希望を持っております。

次に申しますが、決定フローでは、1月から県から納付金等の通知を受け、保険料率の算出となっておりますが、今、築上町は所得割が15.5%で県下で一番高くなっております。苅田は10.7%、吉富は11.5%、上毛は11%です。

保険料算出の議論の中で、私は県下一高い所得割は、せめて、本当はすごく下げてほしいんですが、せめて一番ではなくなる方向で議論すべきだと考えています。いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。

築上町がこの近隣で一番保険料が高いということは皆さん御承知のとおりでございますけれども、何分、医療費が高いということ、それから、所得の関係も鑑みまして、そういうふうな保険料になっているということでございます。

第3回試算の結果によりまして、県に納める納付金が大体決められてきて、それに伴いまして、保険料率が決められてくるということで、私ども、ちょっとはっきりは申し上げられないところなんですけれども、築上町については一番この近辺で高い保険料を支払っております。というところで、もしかしたら高くなるかもしれないんですが、近隣の市町村、よその市町村よりは保険料率の上昇が抑えられるのではないかという程度のところの予測しかできておりませんで、また、保険料の算定におきましては、医療費を抑えることとか、健康づくりの方面での努力も求められておりますので、これからの課題になろうかと思っておりますけれども、はっきりは、ちょっと今のところは申し上げられないところです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 町長、答弁して。

○町長（新川 久三君） 基本的には課長が申したとおり、国民健康保険ということで、保険者が、一応、県と町と両方の保険者になってまいります。そういう形の中で、基本的には今までとほとんど私どもの町は変わらないと私は認識しておるんで、そして、所得割が高いという状況の分は試算割と両方かけているところと、そういうところもございまして、いわゆる（ ）割という形の中で、これは、一応、許容範囲が定められております。法益ということで、大体50、50という形で定められておりますが、その範囲が5%上限、下限という形で、45、55にしたりということで、その幅は認められておりますが、その範囲内でしか課税ができないというふうな形になれば、給付と、それから、税と、そういう2つの両面性から考えれば、今のところ、給付は築上町はやっぱり非常に高いという状況の中で、少し高い保険料になっているというのが現状でございまして、今後は、給付を抑えながら保険料を下げていくという方向性を望んでいくという行政を進めていかなきゃと思っておりますけど、なかなかやっぱり給付が下がらないのが現状でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私も今の御答弁は当然だと思います。

ただ、前回、私、国保税の質問のときに、国保税で一番医療料の高い豊前市を例に挙げていいました。豊前はどうして国保税を築上町より安くしているのか、ちょっと私にはわからないんですが、努力はあると思うんです。医療費は高く、国保税は築上町より低い。それから、先ほど私が言った苅田、吉富、上毛っていうのは資産割はないんです。だから、資産割は確かにあると

ころはあるんですが、先ほど比べたところはないんです。

そういういろいろありますけど、やっぱり今度県に移る場合、今まで高かったんですから、下げる方向で、無理に下げろというのではなくて、町の努力で下げる方向で議論をしていただきたいということを申し上げます。

それでは、次に一般会計からの繰り入れについて質問いたします。

正確には覚えていないですけど、6月ごろだと思いますけど、築上町の幹部職員の方から、国保への一般会計からの繰り入れは社会保険の方たちと比べて不公平ではないかというお話がありました。

平成28年、平成29年度の国保運営協議会の場における国保会計の赤字決算の報告の中でも、全国の自治体が国保の抱える構造的な矛盾を少しでも緩和するために行っている一般会計からの繰り入れを全く考慮しない議論に（ ）していました。

それで、私は築上町職員の社会保険である共済組合の保険料に一般会計から毎年どれだけのお金が拠出されているのか、28年度決算をもとに出してもらいました。出してもらった数字では、特別職を含め、1億9,563万6,464円となっています。間違いはないですか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 池亀議員からの御質問でございますけれども、この前、資料要求で議員さんにお渡しした分につきましては、職員の共済組合の折半、事業主が払う分の保険料ということで、国保とは別でございます。

だから、ちょっとこの場の議論というのはできないと。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 拠出しているというのは間違いはないんですよね。議論と違うかもしれませんが。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 拠出しているという意味合いが、事業主として築上町が共済組合に負担している分が、その金額ということで御理解していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それは理解しております。別に理解してなくて言っているわけじゃないんです。1億9,563万6,464円が拠出されているということを言っているだけで。

これは、結局、国保の場合で言いますと、法定外ではなくて法律で決まっているわけですから、法定内繰入になる。繰り入れにはならないけど、法律で決まっている拠出になるわけですね。

続けます。

今、全国で2,000万人の労働者が非正規におきかえられ、社会保険から国保に追いやられ

ています。また、社会保険の病院代は私たちが若いころには負担がゼロでした。それが、1997年に1割から2割にされ、2002年には本人負担3割にされました。私はこの不公平という議論は、特に住民の福祉を守る立場にある自治体職員の中では不適切ではないかと考えます。

そうではなくて、若い方たちがみんな正社員として働ける世の中、国保にも、国の責任で一般会計からの繰り入れをしなくても赤字にならない仕組みをつくっていくことこそが、そういう社会に変えていくことこそが大事ではないかと考えます。

先ほど述べたように国も第3回試算で法定外繰り入れを繰り入れた試算をするように都道府県に通知しています。これは、国民の声が国を動かしつつあることの反映だと思います。一般会計からの繰り入れは、減らされた国の負担を元に戻すことで解消に向かうべきだと考えます。担当課のお考えをお聞きいたします。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。

一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、しないで済むに越したことはないんですけども、何分、今までは繰り上げ充用で補填してきた赤字が平成30年度からは国保の財政部分を県が担うということで、赤字分の補填をせずそのままにしておきますと、それが県から示されてくる納付金に上乗せされて、また、その上乗せされた分が保険料率のほうに返ってくるのではないかと、そういった危惧がございますので、築上町のほうでは県との30年度の広域化が判明していた時点から、広域化するときに一般会計のほうから繰り入れをして赤字を補填して、広域化に向けようという方針できたということを知っておりますので、こういった運びになっております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私が今、聞いたのは、前回、町長もおっしゃっていただいたように、国の責任で解決すべき問題だとおっしゃいました。今、私が聞いたのは、減らされた国の負担を元に戻すことで、一般会計からの繰り入れを全国でなくしていく方向に向かうのがいいんじゃないかということ、課長さんもそれには反論はないと思いますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、次に、防災・安全のまちづくりについて質問をいたします。

西日本新聞の報道によりますと、7月5日に発生した九州北部豪雨で甚大な被害を受けた福岡県朝倉市は、2012年の豪雨災害を受け、行政と住民が協働して、全17地区の自主防災マップを2015年に完成。しかし、豪雨は想定を超えた、マップが役に立ったとは言いづらい、予算不足から市内を流れる国・県が管理する河川19のうち水位計が設置されていたのは3本だけ

だった、福岡管区气象台が福岡県に大雨特別警報を出したのは午後5時51分、午後3時ごろの大雨のピークは過ぎていた、避難指示などを伝えるコミュニティ放送も一部放送ができなかったと報道しています。

また、東峰村の澁谷村長はお話しています。

発生直後、最も困ったのが現状把握ができないことだった。携帯電話も固定電話も不通となり、道路も寸断し、村内の被害全容を確認できたのは発生から5日後のことだった。50人しかいない職員は各現場に出ずっぱりで、次々に起こる目の前の問題にかかりきりになった。自治体にとって、災害時には職員の手が圧倒的に不足する。切りどきを過ぎた杉の木が放置され、山が死んでいる。山の再生が急務だということを訴えたいとおっしゃっています。

私たち日本共産党は、発災翌日から北九州出身の2人の衆議院議員と1名の参議院議員が交代で被災地に張りつき、被災状況を調査、国・県に対策支援を要請し、朝倉市長、添田町長、東峰村長を尋ね、要望をお聞きし、激励いたしました。

町長にお聞きいたします。今回のような、地域が丸ごと壊滅的な打撃を受けた被災地では、現地の力だけでは到底解決できません。局地的な豪雨は全国どこでも起こり得る危険性があります。自治体、町の防災への対策と仕組みづくりを求めますとともに、東峰村の村長もおっしゃっていた自治体職員の拡充、山の再生、河川対策などを国に求めたいと考えます。町長はいかがお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、山、これがやっぱり一番大事だろうと思っております。山は水や空気、酸素をつくり出すというようなことで、やっぱり今まで山の手入れというのが、いわゆる木の、材木価格の低下というようなことでおろそかにされて、従事者がいなくなってきつつあるというのが現実の問題です。

やはり、山林で仕事をできるような環境づくりも必要だろうというふうに考えているところでございまして、そういう形で、農業もしかり、田舎のほうの環境は農家がずっと環境維持をやってきておったのが、これがなかなかできなくなってきたというふうなことで、経済一辺倒ではいけないと。やはり、少しでも金をかけてでもそういう自然を守り、そして、災害を防ぐという、国のほうに我々も要望してまいります。

町だけでは到底無理でございまして、町は、やはりその予防策も考えていかなければいけないけれども、どうしてもできないという形になれば国のほうにと。けれども、国も、今、非常に財政難という逼迫したところもございまして、なかなか難しいこともございまして、もし災害が起きそうなときどうするかと。すぐに避難をしていくという避難体制を確立して行かなければいけないと。そして、避難した人たちをどのようにフォローしていくかという、これが大事だろう

と思うんで、いろんなところと協定を結びながら支援をしていただくという協定策を現在結んでおるところでございまして、そういう形の中で、極力災害が起こらない、そして、避難しなくていいような環境作りが必要だろうと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ありがとうございます。

福岡管区気象台が大雨特別警報を出しましたとき、福岡県全体だと思うんですが、築上町もその警報の中に入っていました。幸い築上町には被害がありませんでしたが、数年前、築上町に大雨が降って、家の床下まで水がきた方から心配の電話がかかってきました。

それでお聞きします。数年前の大雨のとき、寒田の山が崩れてキャンプ場の下のところの道がふさがれました。その日は通れませんでしたけど、次の日に行きますと、土砂が片づけられて道が通れるようになっていました。ああいうところはすぐに処置がされたようですが、あのとき確か、築上町で今回電話されてきた方の家の前の水路だけではなくて、何カ所かの川の水が道路まであふれ、家の中まで入ってきたところがあったような記憶があります。

今回電話されてきた方の家の前の水路はあのときのままだということです。町の小さい川、水路は町民に被害が出ないよう、町が対策を取るべきだと思いますが、そのときの対策は取ったのでしょうか。建設課にお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

ただいまの御質問ですが、ちょっと詳しい場所が、今、この場ではちょっとわかりませんので、その後どうなったかは調査して確認したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） そのときに道路に水があふれて、家の近くまで水がいったような箇所が何カ所もありましたよね。私、まだ議員じゃなかったんですけど、そういうところがあったと記憶しているんですけど。

○議長（田村 兼光君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

数年前の災害というのは、24年の災害のことでしょうか。

○議員（4番 池亀 豊君） そうですね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には水路を溢水して、床下浸水あたりは相当本町でもあっております。しかし、それがすぐに改良につながるという形になれば、補助もつかない形になっておりますし、これが災害になれば、すぐ国からの災害の補助金がつくんです。災害予防という形にな

れば、なかなかやっぱりつかないということで。

あと、それを事前に何とか小規模にという形になれば、応急対策あたりで、土嚢あたりを用意していただくとか、そういう形しか。床上浸水、そういう事例はまだないんで、床下は若干あります。例えば、椎田のほうで言えば、東町の西側のほう、そのあたりは低地になっておりまして、それから、高塚のタカスギ、あそこは樋門がいっぱいにつかえて、満潮のときにはふたが閉まって、上から来た水がなかなかはけきらないとか、そういう状況もございますが、一時的に若干そういう形で道路を超えたりということで、ふが悪いときには床下まで侵入してくるという状況がございますけれど、まだまだよそに見るような大被害ではないというようなことで、なかなか、やっぱり用地の問題もございますし、そして、皆さんがこれを広くしようというひとつの気持ちが出てきていただければ、町も予算をつけながらやっていくという形になりますけれども、なかなかそこまでは至っては、今のところはまだ少しは我慢ができる程度かという、浸水、家の中の水が入ってきたりと。

たまたま私の家も、前は納屋の中に入っておりましたが、自分でかさ上げをして、そういう形で今は入らなくなったというふうな例もございますし、やっぱり自分たちで自助、それから共助、あとは公助、そういう1つの考え方の中でいわゆる災害に対して行ってもらえればありがたいかなと、このように思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私は今、何とか我慢できる程度だということで、これから、もし朝倉のような水害が起こった場合を考えまして、そういう我慢できるときに、でも、そういう状態なところを放っておいて対処できるのかということを考えています。

今、言っているような町民の方がそう思われるようであればとおっしゃいましたが、やっぱり行政がリーダーシップを発揮して、その辺は改善していくべきだと私は思います。

以上申し上げます、次の質問に移ります。

池の臭気調査について質問いたします。

一昨年9月の質問から2年、昨年の6月議会で臭気調査は実施しましたかと質問して1年と3カ月が経過しようとしています。ことしは臭気調査をやりますと課長さんがおっしゃってから、梅雨時からずっと池を見に行っています。課長さんにも調査時は立ち合わせてくださいとお願いしたら、決まり次第連絡しますとお答えいただきました。それがいつまでたっても連絡が来ない。それで聞くと、一番臭気の強い日に調査したいので、住民の方をお願いして連絡してもらおうようになっていますとのお返事でした。それが7月になり、ホテイアオイに花が咲いて、においがあまりしない時期になってしまいました。それで8月になり、課長さんをお願いしている町民の方に聞きに行きました。聞きに行くと、役場からことしは絶対に臭気調査をやらなければならない

と連絡を頼まれているが、一番くさい時期に、腐ってたまったホテイアオイが水の流れを防ぎ、田んぼに水がいかないということで、役場からショベルカーが来て、道路側の水草を取ってくれた。そのせいか、ことしは臭気が少ないとおっしゃっていました。

その方がおっしゃるのは、3年半から4年前、すごいくさい時期があつて、生活ができないような日が続いた。その年には花も咲かなかった。今は、私のところより池の出口付近が特にくさいので、あの付近の方に聞いてみたらと言われ、池の出口付近の方に聞きに行くと、やっぱりあのショベルカーが来てから臭気が前より少なくなった。ただ、この池は、町が消防のために使うようになっているが、とても消防に伝えるような状態ではない。この辺が火事になったとき、遠くの消火栓では消防ができない。また、近年、上から流れてきた生活排水とごみがたまり、そのせいで池がごみ捨て場のようにしていると訴えられました。

私が見ても、花の下には腐ったホテイアオイが沈殿していて、池じゃなく、本当にごみと腐ったヘドロのような状態になっています。

それで、臭気調査ですが、役場の話では、もう十何年間も池の水を抜いていない。それは、水利組合を指導するとおっしゃいました。私が考えるのは、十何年間も水利組合を指導してこなかった役場にも責任があるんじゃないかと思います。

私も臭気調査は本当にくさいときにやるべきだと思います。自治会からも長期の要望事項に上がっていますので、これはいつかは解決しなければならないという事を申し述べ、お考えをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。

ただいまの御質問ですが、議員さんがおっしゃられましたとおりです。一応、去年から臭気調査の事務を進めています。やはり、においの強い時期でないと効果があらわれないちゅうことで、今現在はタイミングを図っている状況です。

今年度につきましては、原因とされる水草を一部撤去しております。そのことで、若干ではありますが、においが軽減されたと近隣の方からの報告もいただいております。

今後の対応につきましては、においの強い時期を近隣の住民さんのほうから連絡をしていただくように協議を行っております。引き続き、経過観察をしていながら調査のほうは実施したいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それでは、次に町長にお尋ねいたします。

昨年の9月に、長年、人の住んでいなかった池の横の空き家に他市から引っ越してこられた方

がおられます。この方は、築上町に住むことを決める前に何度も現地を見に来て、役場の説明を受けたとおっしゃっておられます。

それで、家の横の池のことも当然聞いたと言います。その方がおっしゃるには、役場の課長さんが説明に来られ、池のことを聞くと、何とかしたいと考えているというような答えではなく、近々何とかすることが決まっていると、その課長さんは答えられたそうです。この方は、風が吹くと臭気が家に吹き込んでくると言っています。そういう話があったそうですが、どう思われますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、そのくさいやつをくさくさないようにする。これはまた、池の管理の責任もあるということも私は思っておりますし、やはりこまめに、冬はこの池の水を抜いてもらうという、そしてまた、一旦は乾かしてまた池の水を入れるとか、そういう池の管理自体をちゃんと水利組合のほうにやってもらう必要があるかと思っております。

農家の数が少なくなったら池の管理が行き届かないような状態になって、そしたら、何もかも全部役場にやれという形にくるんで、これは困ったもんだという考え方も私どもも持っておるんで、そうすれば、逆に別途池の管理という名目でお金を徴収しながらする方法もひとつあるかと思うんですけど、そこまでに至っていないというふうなことで、基本的には、やはり池を利用する皆さんが、人に迷惑のかからないような形にさせていただくのが私はベターじゃないかと。

そういう形の中で、一応、今のところ、そういうくさいというのは、臼田の鏑宅池が苦情的になっておりまして、そういうことで、くさいという苦情はそこしかないみたいでございますけど、あと、池で土がたまっただけからその土を何とかしてくれという要望がたくさんあるんですけども、これもなかなか、今の財政力の中で、全て池を数えれば築上町は200以上池があるので、非常に難しい状況です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） そういう話、わかります。今言ったのは、この方、引っ越してこられて築上町に住んでいるんです。それで、前の課長さんが、引っ越してくる大分前に来られた課長さんが、近々何とかすることが決まっているとされたらと、その方がおっしゃっているんです。そういう話がありますので、やっぱり築上町に住んでくれているのはありがたいことなので、そのことを、まず申し述べて置きたいと思えます。

次に、町長に提案とお願いがあります。

今、話の中でずっと出てきましたように、今、町長がおっしゃったように、役場のほうで水利組合を指導していただきたいと思えます。

それをしながら、水利組合にも協力を得て、今回、十何年ぶりにショベルカーで少し取って臭気

がやわらいでいるという声が町民の方から上がっていますので、これを町長のお力で、判断で、来年の田植えの時期になりますとまた水がいかないということもあると思いますので、ずっとじやなくてもいいんですが、1年に2回ぐらい、あの作業が、水利組合も指導して、できたら違うんじゃないかと思います。ぜひ前向きに考えていただいて、何ができるかということで強く要望いたします。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） では、次に、人権・部落問題（同和問題）に関する住民意識調査について質問します。

私は、この質問をするに当たりまして、豊前築上地区人権同和教育研究実行委員会の委員である教育長と人権課長に質問いたします。

まず初めに、ここに第12回2017年度築上町人権同和教育研究会委員総会という冊子がありますが、この中に住民調査についての方針が示されています。この研究会には、築上町から880万円の助成金が出ており、町に内容について聞きたいと思います。

教育長にお聞きいたします。

運動方針に、教育の果たす役割という項があり、そこに小中学校の人権標語の多くは、やさしさ、いたわり、思いやりを訴える内容が多くを占めていますとされています。私は、これはすばらしいことだと思います。子供たち、生徒の皆さんの人権感覚が豊かに育ち、生まれ、この標語に結びついていると思います。

6月議会での私のLGBTについての質問で、教育長は、授業について、子供たちに直接LGBTという言葉の説明などはいたしておりません。それはいたしておりませんが、人権教育の中で思いやりだとか、やさしさとか、それがやっぱり子供たちの心情に沿ってやる必要がございますのでと述べておられました。

こういう教育長のお考え、子供たちの心情に沿ったやり方が、この人権標語にあらわれているのではないかと思います。問題が表面化しないと書いていますが、ぜひ、この運動方針の中でも子供たちの心情に沿って、無理に問題を表面化、作り出すようなことはしないでほしいということを訴えまして、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 教育長の亀田でございます。

ただいまの御質問でございますけども、人権問題等については、学校教育の場と社会教育、両面でこれは考えていく必要がございます。特に学校の場合はいじめ等、思いやり、相手を大事にする、そういう教育が一番、その根本にそれがあるというふうに思います。

このたびの住民意識調査につきましては、そういった思いやりとか、社会全体で差別や偏見を

なくすための取り組みの一環として行っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次に、貧困の連鎖の項で、被差別部落の就学支援の割合は49%になっていますとあります。今回、町民の皆様へ住民意識調査についてのお願いには、部落差別解消推進法等が施行されとありますが、この法律の国会審議の中で、この法律では、内心の自由、表現の自由に制限を加えるものではないということが明確に答弁され、調査をすることによって、その地域がいわゆる旧同和地域であったとか、そういうことを逆に知らしめてしまう、新たな対立を生んでしまうことになっては困るという自民党議員の質問に対して、旧同和地区や地区住民を特定した調査は全く考えていない、新たな差別を生み出すような調査というのは、本法案の目的や基本理念に沿わないものでありますと答弁されています。

質問者の国会議員、答弁に立った国会議員双方が旧同和地域と述べており、国会では旧同和地域となっています。国とは違って、築上町には今も旧でない同和地域、被差別部落があるのですか。

○議長（田村 兼光君） 武道人権課長。

○人権課長（武道 博君） 人権課、武道でございます。

ただいまの池亀議員の質問ですが、築上町に同和地域、被差別部落はあるかということについては、私のほうでは回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 次に、心豊かにという冊子があるんですが、この法律には、新たな差別を生むことがないように、内容、司法等に配慮すること、慎重に検討することの附帯決議がつけられ、格段の配慮を求めています。この附帯決議について、この心豊かにの啓発冊子には、本法、法律のほうは載っていますが、附帯決議は載っていません。この附帯決議は重要なものと考えないでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 武道人権課長。

○人権課長（武道 博君） ただいまの質問にお答えいたします。

附帯決議とは、国会の衆議院及び参議院の議員が法律案を可決する際に、当委員会の意思を表明するということになっています。もちろん附帯決議、法律案等も大切な内容と思っています。

今回、冊子の作成につきましては、スペース、構成等の関係で省かせていただいているところでもあります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（４番 池亀 豊君） 次に、調査の内容について質問します。

最初に、人権問題全般についての人権にかかわる１０項目、３択式の設問、権利ばかりを主張して義務を果たすことができないものがふえている、学校では権利より義務を果たすこと整理でき、個人の利益より地域みんなの利益が優先されるべき、介護を受ける人や高齢者や障害者があまりあれこれ自己主張するのはよくないなどの設問は、健全な人権意識を否定しかねないと考えますが、これは何を聞きたいのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 武道人権課長。

○人権課長（武道 博君） 人権課、武道でございます。

ただいまの質問ですけど、これについては、住民さんの人権のあらゆる分野の意識について、率直な意見をお聞きしたいという形で提案しています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（４番 池亀 豊君） 次に、結婚しようと思う相手が部落出身だとわかったときあなたはどうしますか、自分の身内が結婚するとき相手が部落出身であるかどうかを気にしますかなどの設問は、差別意識をそこから拾い出し、附帯決議の新たな差別を生むことがないように、に反するものであり、憲法１９条、内心の自由に違反するものであると考えます。いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 武道人権課長。

○人権課長（武道 博君） 人権課、武道でございます。

ただいまの質問ですけど、差別を生むとは、こちらのほうとしては考えておりません。そこにおいても、率直な意見をお聞きしたいということです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（４番 池亀 豊君） 次の、あなたが部落問題、同和問題があることを初めて知ったときどう思いましたかの設問の欄にある、かかわりたくないと思った、何となく自分たちとは違う人たちと思った、怖い人たちだと思ったなどは、同和問題は怖い問題であり、避けたほうがよいという誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生むことになると考えますが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 武道人権課長。

○人権課長（武道 博君） 人権課、武道でございます。

誤った意識を植えつける、そのようなこととは考えてはおりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（４番 池亀 豊君） 法務省の統計調査によりますと、人権侵犯事件受理件数のうち

2015年の調査では同和問題は全体の0.6%、また、インターネットによる人権侵犯事件は2015年全体1,869件のうち同和問題は4件です。この法務省の統計調査の数字について、どう考えますか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 法務省の統計について御指摘をいただきました。

0.6%ということです。ということは、部落差別についての国及び地方公共団体等のそれをなくするという取り組みが効果を上げているということで、それは大変結構なことだろうというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 以上、るる述べましたように、私は同和問題の解決は民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進してきたと考えます。不心得な非科学的な認識や偏見に基づく言動が地域社会で受け入れられない、民主主義の力をこの築上町においても強めていくことが重要だと考えます。

このような、今、私が述べたような意識調査は、それ自体が新たな差別の要因となり、さらに調査結果を今後人権教育、啓発の進め方を検討するための基礎資料とすることは町民の基本的人権の理解をゆがめる方向に導くものであると考えます。

今からでも調査の中止、もしくは今年度中に作成されるとされている報告書の作成の中止を求め、お考えをお聞きます。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 今回の実態調査は、築上町の人権推進の条例にもはっきり明記されております。地域住民の意識や課題に基づいて、地域の実情に沿って、人権、同和問題等の解決に努力するというのは、これは当然のことだろうと思っております。

したがって、今回の実態調査については、これを集約をし、そして、今後の町の人権推進の基本的な資料というふうにしたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 以上で、私の本日の一般質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで、一旦休憩をいたします。再開は午前11時5分からとします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（田村 兼光君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番目に5番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 一般質問の最後ということで、2点ほど上げさせてもらっています。

質問に入る前に、2点ほど町長の考え方を聞きたいと思うんですが、重複するところもあるんですが、ちょっと北朝鮮の問題で、この間、北朝鮮が地下の核実験をした際に、築城基地から放射能の調査に行ったという話を聞いたんです。そうすると、うちの築上町というのも、やっぱり基地を抱えた町として、何らかの危機管理というのをしなければいけないと思うんです。その結果は、放射能的なものはなかったというような話で、にわか話なのではっきりは調べてありません。

ただ、何でこれを言うかということ、その前に北海道沖に、ミサイルが上空を通過したときに、Jアラートがあまり機能しなかったという話も聞いたり、町民の皆さんはどこに行っているのかと、Jアラートは鳴ったけども、どうしていいのかということとはわからなかったという話が出ていましたので、まず、このあたりについて、これは築上町の問題としてもしっかり町長には考えてもらわなきゃいけないところだと思いますので、まず、この点について、簡単にどういう状況だったのか、今後どうしていくのかをお答え願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 放射能調査の件は、町には何も、そういう報告は来ておりません。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） そういう情報もないということであれば、きちっと築城基地から北朝鮮のそういう核実験の調査に行ったわけですから、ぜひどういうことだったのかということ、きちっと町として報告をするようにということは必要だと思いますので、ぜひやってください。

もう1点は、本題に入る前ですけど、これも、今回、6人の議員がいろんな角度から質問をして、ずっと編集委員をしている関係で、帳面に、ノートにいろいろ書きとめるんですが、本当に今回特に不思議だと思ったのは、いろんな議員さんが質問事項をきちっと挙げているのにもかかわらず、名前を出してあれですけど、吉元議員、武道議員の質問で、吉元さんがメタセの点字ブロックは危険じゃないかという質問をしているのに、町長は把握していないといったんです。武道議員の質問には、特に築上西高の問題が、こういう話を聞くけども県とどうなのかというのを聞いているのに、校長から聞いたぐらいでと。これだけ質問を出しているわけですから、町長、きちっと調査をするなり、この質問に対しての回答というのは、当然持つておかなければいけないと思いませんか。

何のために6人の議員がこの場で質問をしているかということです。やはり、いろんな立場か

ら、また、いろんな人からのそういう意見を聞いてこの場に立っているわけですから。通告をしているのにもかかわらず、担当課に任せたりというのは非常に残念で仕方がない。

ですから、質問に対しては、まずは最初に町長からの答えをしっかりと述べるというのがどこの議会もやっています。いろんな議会を見に行きますけど、必ず首長が議員の質問に対して最初に答えます。何回か言ったことあると思うんですけど。その中で、いろいろ中に入っていく上で、担当課が数字的なものは言うというのは、それは当然だろうと思うけども。

先ほどの問題も、聞いていると何か他人事のようにしか聞こえないし、せっかく議員がそういうことで、町に対してこういうことをしたらどうですか、こうですよということを言っているのに、何か関心のないような他人事のように聞こえましたので、ここも合わせて、町長、今後、注意していただきたいというふうに思います。

では、今後の築上町について、築上町の問題と課題をどう見極めて運営していくのかということで質問を出しております。

これも一緒です。これから4年間、町政を任されて、この町の問題です。問題と課題というところ何か似たような感じがするんですけど、何となく私らもごっちゃにするところがありまして、6月議会では課題についてということで5点ぐらい私は質問をしました。税収が減るんじゃないですか、人口は減りますよと。老朽化施設がどうだ、雇用の問題がどうだと5点ぐらい挙げさせてもらいました。これは私の観点で。

今回は、町長がどういう問題をこの4年間に一番してきたのかということ、簡単でいいです。こういう問題が築上町にはあるというようなことで、過去でもいいですし、まず、この4年間の問題を、町長の意見をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的に、やっぱりこれは人口減につながるかもわかりませんが、いわゆる築上町は、第一次産業で今までずっと生活をしてきた町でございます。そして、あと兼業ということで、第一次産業を中心にしながら兼業と。この産業構造が壊れていったということが、これがやっぱり一番の築上町にとっては痛い材料ではないかと。

北九州という大工業地帯にどんどん労働者として行っていったんですけど、これがあまり行けなくなったと。されとて、自動車工場ができたけれども、そんなに、いわゆる人手は足りないという問題が出てきているというふうなことで、これがやっぱり一番の痛手じゃないかと私どもは思っています。

そこで、農林水産業、これについても後継者難という非常に厳しい問題が残ってきております。今、若干、認定農業者という形で、意欲のある方は認定農業、それから、漁業もそういう制度的なものがございますが、なかなか新たに、新規に認定を受けようとか、そういう方々がいないと

というのが。

林業もしかり、林業で一家の生計を立てていこうと。こういう人たちもだんだんおらなくなってきたおるとというのが、これがやっぱり我が町にとって、継続してきたのが少し縮小されてきておるかというのが、これが問題だと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） そのとおりだと思うんですけど、町長、何かぼやけ過ぎてて、例えばいろんな課がありますが、職員の皆さんもどれにこの課の問題を、町長がこういう政策で掲げているからそれに向けて頑張ろうというのが、今の答弁では課長さんたちは全然わからんのかなかと思えます。

何でこんな質問をしたかという、きちっと整理をする。問題は何なのかと。その問題っていうのは、恐らくこの町にとって、非常に足かせになるものだと思います。よくいえば、ネガティブなもので。それをどう解決していこうか、課題にするかというのが町長の政策であり、また、課の課長さん、課の職員がやっていくことだと思うんです。

もう一度聞きますけど、議論にあるような答えではなかったのが非常に残念なんですけど、もう一度、町長、一次産業の人口減とか、形態が変わったからということで、うちの町がどうしていくんです。どうなったんですか。人口が減っただけですかというように質問をつなげていけば先に行くんですけど、何か、さっきの危機管理じゃないですけど、意識というか、この町に対する熱というかというのが、なかなか今の回答では、ちょっと私には伝わらない。

そんな程度なら、もう次の質問に行ってもいいんで。そんな程度なんですね。では、もうこの質問はいいです。

次の行政改革に行きます。

今回、私の本題はこっちだったんで。何で行政改革で、特に職員のことを取り上げさせていただくかということです。これはやはり3月の予算議会でも言ったとおり、町税が15億円、職員の給料が15億円を超えて、嘱託職員と臨時職員の給料が3億円を超えている。18億円から19億円、今、人件費というのがかかっております。

いろんな方から多いんじゃないのとか、何をしているかよく見えないという話を聞きます。

現実、役場の職員でも、本庁におる方と支所におる方といたら交流はそんなにないので、新人職員を本当に知っていますかという問いをいたら、そんな人おるのという話も多々あるし、そういう中で、職員の採用についてとか、臨時職員、また、嘱託職員の入れ方について、ちょっと何点か問うてみたいと思います。

まず、これは総務課長でしかわからないんでしょうけど、正規職員は何人で、臨時職員と嘱託職員が今現在何人おるのかを最初にお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課の八野でございます。

今、工藤議員の質問でございます。今現在、一般職員は207名います。臨時・嘱託の職員は合計173名で、常勤の嘱託が92名、非常勤の嘱託32名、臨時職員が49名でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） いつだか質問したときは、205の179って聞いたんですけど、そこら辺は、特に臨時職員とかは、季節というか、期限に限りがあるから増減するでしょう。

今回も広報に福祉課から一般事務、時給が800円、3月31日までという臨時職員の募集がありまして、不思議なんですけど、ほかの臨時職員さんから福祉課に回せんもんなのかって思うんです。臨時職員、嘱託職員の雇用は人事課がしているんですか。どこがやっているんですか。町長や副町長が面接をしてやっているんですか。そこだけお願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 今の工藤議員の質問でございます。

まず、臨時職員の場合、一応、担当課が起案しまして、どういう内容で、どの期間雇用したいかということで伺いを立てます。決裁が降りたら、ホームページとか、いろんな無線放送とか、そういうのを流しまして、募集を募りまして、募集者が決定しましたら担当課のほうで面接等を行いながら、その結果を上の方に上げて、決裁を受けて採用というような流れになっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 担当課から起案が上がって。それは当然でしょうね。担当で。

では、人事は何をしているかということです。人事の仕事というのは、嘱託職員、また、臨時職員が何人おるか。例えば税の徴収時期になれば税務課が忙しいから、部下に臨時職員なりを雇用するというのはあるでしょう。でも、一年中忙しいわけではないし、今、税務課もそんなに忙しくはないんじゃないでしょうか。

そのとき、嘱託、臨時職員がもしおるとすれば、そういう人たちを次の忙しい課に回すとかいようなことは、人事がきちっと把握したら3億円何ぼというお金が少し浮くんじゃないかという発想なんです。普通の企業はそうします。一番手をつけたくないところだと思うけど、やっぱり人件費です。

町長が先ほどの一番最初の質問で、やはりお金がないことが問題だというような答えが返ってきたらもう少し話はいったんですけど、私はそうだと思っています。

今回も赤字決算になりました。昨年も、その前も一応は黒字決算です。ことしが3億円だったか。黒字決算になっているわけです。来年はどうなりますか。絶対赤字でしょう。交付税を減らされて、人件費は上がっていくは、なおかつそういういろいろな修繕とかにかかるとなったら、黒字に絶対ならんです。そのまま放っておいて、よく皆さん平気だということを厳しく言いたいです。会社であれば倒産じゃないですか。

ですから、雇用をするなというんじゃないんです。なるべく嘱託とか、臨時職員とかをうまく人事で把握して、今、合計173名の臨時、嘱託をうまくつかっていくとか、振り分けていけば、内容はわからないですけど、半分くらいで済みやせんですかという思いがあります。半分で済んだら1億円以上浮くわけです。

そうすれば、今、皆さんが盛んに言っているいろんなことが政策として可能となれば、町長、やりやすいでしょう。

何か臨時職員も課に任せっぱなしでどうなっているかわからない。だから、いろんな変なうわさがやっぱりあるわけです。電話がかかってくるわけです。

返答次第ではいろいろ言わないかんことがありますけど、そこら辺、町長はどうでしょう。もう少し、そこをスリムにするとか、効率よくと書いてはいますが、やる、それは大事だろうし、やはり財政がこれだけ厳しくなると当然しなければいけないことだと思うので、そのあたり、今後、人件費を少しでも抑制していこうという考えはありますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、本来なら職員で仕事をこなすのが責務です。しかし、いろんな国からの、職員がたくさんおったら交付税を減らすとか、そういう形の中で、やむを得ず嘱託化しておる。実際はそういう現状もございます。いわゆる人件費を圧縮というひとつの考え方で、本来なら、全員を職員で雇いながら、その中で異動によって効率的な人事配置をやりたいと考えているんですけど、なかなかそうはいかない。

今、嘱託、臨時という形で、非常勤もおりますけれども、基本的には、施設職員が多いんです。例えば液肥の分とか、それから、保育士さんもだんだん嘱託化されてきておるし、それから、学校給食、これについても、だからこういう人たちはそれぞれ専門的な形での嘱託になってきているという形でございます。

一般職員、事務補助、これはやっぱりできれば、工藤議員の言う形で、それぞれ各課協議をしながら、臨時職員の異動といえますか、そういうのは、私はやぶさかでないとこのように考えておりますので、あと、人事のほうに検討させながら、それはそれで。

それと、また、一時期繁忙な税務課あたりは、確定申告のときだけパソコンに打ち込む職員、それを2カ月、3カ月というふうな限定的な形で臨時的に雇っている部署も多々あるので、そこ

のところは、そういうことで節約をしながらやっていっているということで理解いただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 是非そういう方向でやっていただきたいし、やらなければいけない。

先ほど財政のことを言いましたけど、これから、今、町長が考えている建設物、よくいう箱物行政が進んでいくと、恐らく起債の償還というのが何年後かはわかりませんが、ここ2、3年でどんどん建ったら、5年後、10年後には起債のピークが、財政課長、来るんじゃないですか。

そしたら、合併のときに職員の給料を削減したじゃないですか。あんなようなことっていうのが、また怒り得るかもしれない。僕は職員の給料というのは下げてほしくないです。やっぱり気持ち下がると、逆にもっと頑張れば上がるといつも言っていますが、そういうシステムができればいいと思っています。

ですから、今から嘱託職員、また臨時職員の抑制というのは、早すぎて悪いということはないです。職員の資質を上げていく、能力を上げていくということにもつながるでしょう。今、何となく、頼めばすぐに臨時職員が入る。簡単な事務手続きをさせておけばいいんだ。それは自分たちがすればいいじゃないですか。1日8時間あるんだから。365日汗をかいて忙しいという人はおらんでしょう。

もう一つ言いたいのは各課の統合です。これも先ほどの臨時職員をうまく配置するというのとダブるところはあるんですが、隣の課が忙しかったら隣で応援に行けばいいじゃないですかという、先ほど町長が言われた税務課が時期的に忙しいというのは誰もわかっています。でも、もう今はそんなにそうじゃないんじゃないですか。申告の（ ）もやっとうろし。だから、税務課はそんなに忙しくないでしょう。今、忙しい。それほど、時期に比べれば。

だったら、税務課のことばかり言ってあれですけど、ほかにもあると思うんです。ですから、そこをもう少し、課の風通しをよくして、隣の同じ築上町の役場の職員なわけですから、特に若い子たちをいろんな課に、課をこえて応援に行かせるとかっていうのは絶対にすべきだと思う。

何でかっていったら、役場の職員は町民から、例えば税のことを聞かれる、国保のことを聞かれる、水道のことを聞かれたときに、行ったことない職員はベテランの職員でも知らんのです。でも、町民は役場の職員だから、これどうなっているのって聞かれたときに、役場の職員として恥ずかしくないですか。でも、若いときにいろんな課をそういう形で渡り歩いておけば、やっぱり知識って生まれてくるだろうし、それが問題意識とか、役場の職員としてあるべき姿に行くんだろうと思います。

各課の統合、機構の改革というのも、当然、先ほどの問題と一緒にやっていかなければいけな

と思いますが、町長、いかがお考えでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には統合という、頭の中には若干あります。しかし、庁舎建設と同時にできる部分もあるし、それから、いろいろ部局が違う具合がありますよね。それはちょっと無理かと思うんですけども、町長部局の中で統合という形、これは当然、そうすれば課長が1人少なくなるというふうなことで、その分は、1人分、人件費が省ける形にはなろうかと思えますんで、そういう形で、基本的には頭の中にありますけれども、時期が来たらそういう形で統合はやっていきたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これは職員を省くとかじゃなくて、必要な人は臨時職員だろうと、嘱託だろうと雇えばいいんです。ただ、多すぎるという意見がある中で、そういう形で人事が管理すれば、いろんな課に応援にいたりできるという発想で正規職員もそうしたらどうですかということと、課を飛び越して、若い職員、ここ2、3年で入った職員がほかの課に行くということは、これは可能じゃないんですか。行政ってそんなに縦割りなんですか。

この間もいいましたけど、一般企業は、営業して、納品して、アフターまでして、集金までしてっていうのを1人で2役も3役も4役もしてやっとなんです。そんな厳しい中で、株式会社築上町として、例えば部局が違うからというのはできないんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それぞれ課の課長の要請によって応援体制はとっています。いろんな形で、それぞれその課がこういう仕事で忙しいということで、ぜひ応援してほしいという場合は、それぞれほかの課から応援を出すように決裁はしております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） わかりました。もっと積極的にやってください。

正規職員に関してです。

先ほど町長も言ったように、給食調理員さんとか、保育士さんとかの関係で、現実には一般的な、事務的な職員さんというのは、課長、何人ぐらいいるんですか。保育士さんとか、給食調理員さんとか、それも職員なんですが、役場の一般事務としての職員というのは大体何にぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 正規職員で一般事務っていう考え方になりますと、約100名前後と思います。

あと、嘱託、臨時につきましては、一般事務補助という形で嘱託が19名、臨時が6名、計

25名が一般事務補助という形で補助をしております。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 100名っていうのが多いのか少ないのかっていうと、もう少し多いのかと思ったんですが、少ないかもしれないですね。少ないというか、それでやっていく。

先ほど町長が言ったように、本来であれば正規職員で雇っていくというのは当然だと思うんです。中には、その課の係長とかよりも嘱託職員さんのほうが仕事を知っているとか、よくやっているけど、あの人やめたけどどうしたのっていう話もあります。実は嘱託職員でやめたみたいですよ。課長やら、係長が何もしないで大変よというお叱りも私は受けたことがあります。

ですから、職員に雇用するというのとは一番なんでしょうけど、なかなかそういうわけにはいかない。でも、臨時職員とか、嘱託職員は何となくじわじわここ数年ずっとふえ続けているというのが現状であれば、個々の能力を上げていけば、そこは少しでも抑制できるような気がします。

本題に入るけど、採用の仕方です。採用の仕方になんか問題があるんじゃないか。

1つは、昨年やめた若い職員がいますよね。彼は、僕はよく知っていて、役場職員に上がりました。僕が頑張れよと言っていたんですが、昨年やめたと聞いて。彼とはやめたあと話はしていないですけど、どうしてやめたんだろうと思ったときに、彼には遅刻癖があったんです。それは私もよく知っている。遅刻癖があって、彼が役場に入って何回か会ったときに、お前どうなんかといったら頑張っていますと言っていました。でも、課長に聞いたら遅刻ばかりしていると。何年いたんですか。四、五年いましたか。もうちょっとだったか。結局やめたわけですよ。

もう一人やめたって聞きました。若い。せっかく入って、5年、6年育てた職員がやめたわけですよ。採用に問題があるというか、試験を受けて、ちゃんと試験を通過して、面接でも通ったんでしょうね。だけど、結局そのときの面接はどうだったのかっていうところは、町長、副町長、前もこんな質問をしましたね。町長は、それは私の越権行為だからというし、専権事項で、副町長は面接のときにはわからないでしょうという、そういう答弁をもらったのを記憶しています。でも、任用期間は6カ月あるわけですから、この6カ月の間にしっかりと業務を遂行できない若手は、僕はやっぱりやめてもらいたいと思います。当然です。そんなに甘いもんじゃないです。

結局はやめるという話になっているわけですよ。若いのが2人やめています。この辺について、町長、どう思いますか。採用の仕方をもっと見直すとか、任用期間の6カ月というのをきっちり、もっと違う意味で厳しく職員を鍛えるというのが大事だと思いますがいかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には試験によって優秀者を入れております。

しかし、基本的には地方公務員法によって、この法律に基づいての採用という形になって、半年間、これは任用期間ということでございます。このときに、やっぱり成績が思わしくないとい

う職員は、一応、正式職員にしないで、任用期間を延ばして、最長1年間延ばすことができるんです。その間に、何とか本人も頑張っている形になったときには、一応、任用を廃止して正規職員というふうな形をしている形がございますし、やめた職員は全く成績がよかったんで、そのまますぐに職員にした経過がございますけれど、それがまた、いつの時点か遅刻気味になったり、もう一人はほかの職種で働きたいというようなことで申し出て、自分で何か事業をやりたいというふうなことで、私のほうに申し出てきて、そうか、それなら頑張りなさいというようなことでやめていった経緯があるんで、役場の仕事が嫌だという形じゃなくて、何か自分でやりたいという意識があるというふうなことで聞き及んでいるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） あまりぐずぐずいっても仕方ないんでしょうけど、やっぱり試験のあり方、面接のあり方、任用期間の6カ月のあり方っていうのをもう一度しっかりと見直すところは見直してほしいと思うんです。そうしないと、耳の痛いようなことを言うかもしれないけども、やはり1人の職員を税金で育てて、これも町長、言うまいかと思ったんですけど、前回も人口をふやすと何かいながら、うちの職員がたくさん町外に出ている。これは、僕は恥ずかしくて外には言えませんよ。いまだにまだたくさんの職員が。町長、調べました、職員に聞いて、何でうちの町にお前ら住んでくれないかと。それが答えですということを前回も言ったと思うんです。

ふるさと納税をせいとか、何か言ったりした話も聞きましたけど、基本、うちの町で育って、うちの町の役場に入ってきた人たちは、役場に入って何年かしたら行橋へ出ていくとか、どこかへ出ていくとか、悲しいじゃないですか。そこは、うちの町に魅力がないと言わざるを得ないんですが、町長、職員に少し聞きましたか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私もそのように考えておりますし、月初めには、職員連絡会ということで、職員を2班に分けて、午前半分、午後半分と、そのときに私は何度もぜひこういう形で議会からもいろんな批判があるというふうなことでしている。そういう形の中で、若干は考えも変わってきて、結婚してもこっちに住もうという職員も出てきておりますし、それから、家を買ったばかりだから3年間だけでも向こうへ住ませてくれ、こっちに帰ってくると、そういう職員も。

私も、結婚式に招待されたときには、必ず、ぜひそれをやってほしいというたら、それで同級生がそのときに手をたたくんです。だから、そういう形の中で、やっぱりそういう環境づくりを私はやっていって、築上町の職員であれば築上町に住むと、そういうひとつの慣習づけを行っていかなければ、少しずつ改善はできているんじゃないかと思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 私もよそから来た人間の1人として、そういう話を聞くと非常に悲しいというか、なんでだろうと思うんです。

ですから、嫌ごとは言いたくないし、やっぱり町のため、町民のために、町長が先頭に立ってやっていく上で、最後に言いますが、もう少し問題意識をしっかりと持っていただきたいと思います。

もっとはっきりと政策の方針をしっかりと出して、各課へ伝達するというのは絶対大事だと思います。恐らく各課の課長に今から町長の政策は何ですかって言ったら、何なんですかって言うと思います。

それともう一つ、先ほど池亀議員言われた国保税の問題とか、今回、議案質疑でも下水道の公共料金が高いという話をしましたけど、これはいたし方ないとしても、それに変わり得る何か本当にとがったような、まいったかみみたいな政策を打ち出さない限り、うちの町に住む若者っていうのは、はっきり言ってそんなにいないと思う。だから、やることが無駄になってしまう。無駄な税金を、ただ、国から言われたからとか、何かという形でやってしまうだけで、もう少しそこをきちっと、一番最初の問題と課題を整理してやっていってください。

そうしないと、何回も言うけど、どんどんじり貧な町で魅力のない町っていうのになってしまうような気がしますので、その辺は、町長、肝据えてやってください。

終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、定例会での一般質問を全て終わりました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦勞さんでした。

午前11時42分散会
